

別表 1 (第 5 条関係)

認定に関する業務を行う事業所の名称および所在地

本会が認定に関する業務を行う事業所の所在地は次のとおりとする。

事業所毎の管轄区域は特に定めない。

【 名称、所在地及び担当業務 】

事業所名称	所在地	主たる業務
財団法人日本冷凍食品検査協会 検査本部 検査部	東京都港区芝大門 二丁目 4 番 6 号	申請受付、判定、認定証発行、
財団法人日本冷凍食品検査協会 東京検査所	東京都港区芝大門 二丁目 4 番 6 号	書類審査、 実地 調査、製品検査（性状、 衣又は皮の率、品温、異物、容器又は包 装の状態、表示及び内容量）
財団法人日本冷凍食品検査協会 関西事業所	神戸市中央区港島南町 三丁目 2 番 6 号	書類審査、 実地 調査、製品検査（性状、 衣又は皮の率、品温、異物、容器又は包 装の状態、表示及び内容量）
財団法人日本冷凍食品検査協会 神戸試験センター	神戸市中央区港島南町 三丁目 2 番 6 号	製品検査（水分）